

高圧ガス事故について

2022年12月15日

高圧ガス保安室

令和4年の重大事故（死亡事故）について

※令和4年（現時点まで）に発生した重大事故

高圧ガス容器の移動中の事故

- 日時：2022年9月28日
- 県名：愛知県
- 事故区分：移動（液石則）
- 事象：漏えい、爆発
- 事故原因：調査中
- 概要：

高速道路において、多数のLPガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるためブレーキをかけたところ、LPガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたLPガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発。

この事故で、LPガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷する被害が発生した。

●対応：

2022年10月14日付けで、関係団体に対して、高圧ガス容器を車両に積載して移動する場合は、交通法規を遵守するとともに、充填容器等の転落、転倒等による衝撃を防止するため、容器等を荷台の前方に寄せ、ロープ等を使用して確実に緊縛するなど、高圧ガスの移動時の危険性を十分に認識した上で、安全な取扱いを行うよう注意喚起。経済産業省のホームページにも掲載。また、高圧ガス保安協会のホームページにも過去の移動中の事故事例等を掲載するなど情報提供を行った。

＜経済産業省HPによる注意喚起＞

高圧ガス容器の移動中の事故防止について（注意喚起）

本件の概要

2022年10月14日
経済産業省

令和4年9月28日（水）、伊勢湾岸自動車道から東名高速道路へ進入する豊田ジャンクション内の上り路線において、多数のLPガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、LPガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたLPガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発する事故が発生しました。

この事故で、LPガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷する被害が発生しました。

また、他にも高速道路において多数の高圧ガス容器を積載した車両から、当該容器が荷崩れを起こして路上に落下する事故が発生しております。

高圧ガス容器を車両に積載して移動する場合は、交通法規を遵守するとともに、高圧ガス保安法令に基づき、充填容器等の転落、転倒等による衝撃を防止するため、充填容器等を荷台の前方に寄せ、ロープ等を使用して確実に緊縛するなど、移動中の事故防止のための措置が必要です。

高圧ガス取扱者におかれては、高圧ガスの移動時の危険性を十分に認識した上で、安全な取扱い等にご注意いただきますよう、よろしくお願いたします。

（出典）経済産業HP：
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221014_kouatsu_1.html

令和3年の重大事故フォローアップ

※第21回高圧ガス小委員会の資料で調査中であった件について、調査が終了したものを報告する。

定期修理中の酸欠事故

- 日時：2021年6月14日
- 県名：三重県
- 事故区分：製造所（コンビ則）一種
- 事象：その他
- 事故原因：その他
- 概要：

定期修理中に、触媒交換のために窒素雰囲気下であった反応器の内部で、協力会社の作業員1名が倒れていた。病院に救急搬送されたが、酸欠が原因で死亡した。

当該作業員は、機器の検査前の確認作業を担当していたが、事前の作業計画の変更を把握していなかったものと推定される。

●対応：

酸素欠乏危険箇所における作業計画の情報管理手段を規程類で明確に規定するとともに、作業計画を変更した場合は、作業関係者に対して速やかに、かつ、確実に周知し、変更した作業計画に従って作業することや、危険表示札を設置すること等について、高圧ガス保安協会のホームページへの掲載等を準備中。

定期修理中の熱交換器の洗浄作業中の事故（高圧ガス事故に非該当）

- 日時：2021年11月27日
- 県名：愛媛県
- 事故区分：－
- 事象：その他
- 事故原因：その他
- 概要：

定期修理中に熱交換器を開放し、チューブ内をジェット水で洗浄中、協力会社の作業員1名が倒れていた。公設消防により市内病院へ救急搬送されたが、事故発生後、12月2日に死亡が確認された。

本作業は、15年以上行っている作業であり、作業員は基準に従い、保護面（吸入開口部有り）等を着用していたが、ジェット洗浄時にチューブ内に残留していたシアン化水素を吸引したものと推定される。

●対応：

高圧ガス保安協会のホームページに以下掲載するなど情報提供を行った。
・シアン化水素など毒性ガスを取り扱う際の安全対策については、自事業所での経験を踏まえて取り組むだけでなく、他社を含めた他事業所の安全対策も十分に踏まえた上で、必要な安全対策を検討・実施していくこと。
・エアラインマスクの着用など適切な保護具を装着することが必要であること。